

## 平成25年第1回稲城市教育委員会定例会

1 平成25年1月28日、午後2時から稲城市役所4階議会会議室において、平成25年第1回稲城市教育委員会定例会を開催する。

1 出席委員は、次のとおりである。

小野 好江  
伊勢川 岩根  
稲垣 弘子  
小島 文弘

1 出席説明員は、次のとおりである。

教育部長	加藤 明
指導室長	千葉 正法
学校教育課長	松本 葉子
指導主事	細谷俊太郎
指導主事	竹之内 勝
学校給食	
共同調理場所長	伊藤 徹男
生涯学習課長	小島 寛
体育課長	笠松 浩一
文化センター課長	秋和 広子
図書館長	宮崎 光弘

1 職務のため出席した職員は、次のとおりである。

学校教育課庶務係長	斎藤 晃二
学校教育課庶務係	風間 浩子
学校教育課庶務係	市村 由紀

1 会議に付された事項は、次のとおりである。

- |          |   |
|----------|---|
| (1) 日程第1 | 会議録署名委員の指名                              |
| (2) 日程第2 | 会期の決定                                   |
| (3) 日程第3 | 教育行政報告                                  |
| (4) 日程第4 | 第1号議案<br>「稲城市立学校の学区制及び通学区域に関する基本方針について」 |
| (5) 日程第5 | 第2号議案<br>「稲城市公立学校学区に関する規則の一部を改正する規則」    |
| (6) 日程第6 | 第3号議案<br>「稲城市教育委員会児童・生徒表彰に関する要領について」    |

(7) 日程第7

報告事項

- ①「稲城市立稲城第一小学校旧校舎建替等工事実施設計の概要について」
- ②「(仮称)稲城市立南山小学校新築工事実施設計の概要について」
- ③「第二文化センター大規模改修工事の実実施設計について」
- ④「富永重芳氏からの寄附について」

委員 長 ただ今から、平成25年第1回稲城市教育委員会定例会を開催いたします。  
初めに、本日は城所委員より欠席する旨の届け出がありましたので、ご報告  
いたします。

なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により、  
現任委員の過半数が出席しておりますので、本会を開催いたします。

それでは、日程第1 本日の「会議録署名委員」について、お諮りいたしま  
す。前例に従いまして、委員長指名といたしたいと思いますが、ご異議ござい  
ませんか。

( 異議なしの声あり )

委員 長 ご異議なしと認めます。よって、本日の会議録署名委員は、伊勢川委員にお  
願いいたします。

次に、日程第2 「会期の決定」について、お諮りいたします。本定例会の  
会期は、本日1日とすることにご異議ございませんでしょうか。

( 異議なしの声あり )

委員 長 ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決しました。

教育長から、教育行政報告の申し出がございます。日程第3 「教育行政報  
告」を教育長よりお願いいたします。

教育 長 教育行政報告につきましては、各課長より報告申し上げます。

### [ 教育行政報告 ]

学校教育課長 1 就学・入学通知書の発送について  
2 平成24年度私立幼稚園就園奨励費補助金認定状況について  
3 平成24年12月分不登校による欠席児童・生徒数について

指導室長 1 担当者事業について  
2 推進・連携事業について  
3 研修事業について  
4 学校訪問事業について  
5 その他について  
6 教育相談所関係について  
7 教育センター関係について

学校給食  
共同調理場所長 1 3学期学校給食開始について  
2 多摩地区学校給食共同調理場連絡協議会献立研究部会について  
3 第2回学校給食共同調理場運営方法検討会について

- 生涯学習課長
- 1 社会教育委員関係について
  - 2 社会教育活動の振興について
  - 3 青少年委員関係について
  - 4 青少年指導者養成事業について
  - 5 青少年育成地区委員会関係について
  - 6 芸術文化活動の振興について
  - 7 成人式について
  - 8 文化財の保護と普及について
  - 9 生涯学習推進事業について
  - 10 学校施設コミュニティ開放事業について
  - 11 ふれんど平尾運営事業について
  - 12 放課後子ども教室支援事業について
- 体育課長
- 1 スポーツ推進委員協議会関係について
  - 2 市立公園内運動施設管理運営について
  - 3 体力づくり運動推進事業について
  - 4 国体関係について
  - 5 その他について
- 文化センター課長
- 1 会議について
  - 2 公民館主催事業の実施状況について
  - 3 児童館における事業の実施状況について
  - 4 iプラザの主な主催事業の実施状況について
  - 5 平成24年12月文化センター課利用統計について
- 図書館長
- 1 市主催事業について
  - 2 中央図書館主催事業（SPC 運営）について
  - 3 分館主催事業について
  - 4 城山体験学習館の主な事業について
  - 5 学校・地域との連携について
  - 6 平成24年12月図書館利用統計について

委員 長      ありがとうございます。教育行政報告が終わりました。  
                   次に、日程第4 第1号議案「稲城市立学校の学区制及び通学区域に関する基本方針について」を議題といたします。  
                   教育長より、提案理由の説明をお願いいたします。

教育 長      本案につきましては、本市は開発の進展に伴い、今後も市域の状況が大きく変化し、児童・生徒の増加が見込まれることから、学区制及び通学区域について、基本方針を定める必要があるので、本案を提出するものです。  
                   詳細につきましては、学校教育課長より説明いたします。

委員 長      学校教育課長、お願いいたします。

それでは、第1号議案、稲城市立学校の学区制及び通学区域に関する基本方針につきまして、詳細説明を申し上げます。

これまでの経過を含めまして説明させていただきます。本市では学区検討委員会を設置いたしまして、概ね5年ごとに市域の開発等の状況を踏まえて検討を行っておりまして、今回は平成23年度に設置した学区検討委員会で2カ年に亘り検討いただき、平成24年1月30日に検討委員会の方から中間報告書が提出されました。それを受けて、今度はその学区変更案に係る中学校ブロック単位で学区変更検討会を設置して、地域の皆様や学校関係者、保護者等の意見を伺い、平成24年7月に意見書を提出していただいております。その後、再度、その内容をブロック検討委員会へ持ち帰り、さらに詰めていただきました結果、平成24年11月1日に最終の「検討結果報告書」が提出されたところでございました。それを受け、事前の説明会を12月から1月にかけて実施してまいりました。

南山地域のうち（仮称）南山小学校開校前に入居が始まる地域を中心とした地域については、年末の教育委員会において基本方針（その1）という形で、一部の方針を決定していただいたところでございますので、本日は、その1の部分も含め、全体の基本方針として、提出を申し上げているところでございます。

基本方針の概要でございます。

1枚おめくりいただきますと、「記」以下が全部で三つの構成となっております。1は学区制について、2は通学区域について、3は今後についてでございます。その後ろの4枚は、別紙1から4まで経過措置についての資料となっております。

まず、前書き部分でございますが、開発の進展に伴い人口も着実に増加し、今後の児童・生徒の増加が見込まれるという状況にあること、その中で市立小・中学校の教育環境をより良いものとするため、教育委員会として学区検討委員会を設置し、学区制及び通学区域のあり方について検討してきたということ、通学区域変更等によって影響を受ける皆さんについては意見を伺った上で、平成24年11月1日に「結果報告書」が提出されたということ、これを踏まえ説明会を行った上で基本方針を定めるものであること、既に12月17日に一部を策定した方針を含めた全体的な基本方針として今回策定するものであるということについて、前書きの部分で触れさせていただいております。

次に、1の学区制についてですが、学区制につきましては、弾力的な運用を図りつつ、指定校制を継続するという内容で整理しております。

2ページにまいります。通学区域についてです。これについては、現状及び今後の将来予測ということで、状況の把握をしております。

そして、それを踏まえた上での検討の視点でございますが、基本的な観点ということで、（2）のところでも触れております。今回の検討に当たりましては、学校規模の適正化、通学の安全の確保、地域との関わりということを3大ポイントとして、検討を進めてきたということでございます。

(3) といたしまして、この中でも特に「通学の安全性の確保」というところを主眼に置いて、通学区域を今回設定しているということでございます。

まず、一つ目といたしまして、南山地区でございます。南山地区については、(仮称)南山小学校開校前の小学生の通学区域を稲城第三小学校にすること、(仮称)南山小学校開校後の小学生については、(仮称)南山小学校を指定校とするということ、(エ)に示す、現稲城第七小学校の通学区域の部分を除外するというを記載しております。

次に、(ウ)では、稲城第一小学校から(仮称)南山小学校の通学区域へ変更になる地域が、こちらの地域であるということについて記載しております。

(エ)では、稲城第七小学校の通学区域の一部につきましては、(仮称)南山小学校の開校直後に安全な道がまだ確保されていないということで、当面、稲城第七小学校の通学区域のままとするということについて記載しております。

そして、中学生については、稲城第三中学校と稲城第一中学校の通学区域を(オ)の線のところで区切って、それぞれ稲城第一中学校と稲城第三中学校の学区とするとしております。

その他の地域については、(ア)として、稲城駅の南側については、隣接する南山地域との一体性を考慮して、稲城第三小学校の通学区域とするということについて記載しております。

(イ)では、南武線の高架事業に伴い踏切がなくなることにより、通学の安全性が確保されるという視点で、図の区域について稲城第三小学校から稲城第六小学校への編入を行うということを記載しております。

(ウ)といたしましては、向陽台二丁目のエリアについて安全に向陽台小学校に通えるということで、城山小学校区から向陽台小学校区へ編入を行うということについて記載しております。

特別支援学級の通学区域については、今後の見通しが非常に難しい状況であるので、見送るとしております。

(3) といたしまして、通学区域の変更の時期は、平成27年4月1日とし、南山東部土地区画整理事業地区に通学区域を設定する時期については、平成25年2月1日としております。

(4) 児童・生徒の学区域変更に伴う経過措置といたしましては、別紙のとおり経過措置を設けるとしております。

そして、今後は国や東京都の施策の動向や開発の進展具合など、学校教育環境を取り巻く状況が大きく変化した場合は、基本方針を適宜見直すという姿勢を明記しております。

前回のブロック検討会による検討結果報告書からの変更点でございますが、事前説明会のご案内を配布して事前説明会を開催する中で、稲城第一小学校区から南山東部土地区画整理地区への換地が決まっている人たちの稲城第三小学校へ学区が変わる時期について、2月15日を予定しておりましたが、換地先への引っ越しの時期が早まる方が出てくる可能性があるという情報が入ったことから、基本方針の中では、施行時期を2月1日に改めております。

2点目といたしまして、向陽台二丁目は事前の経過措置により城山小学校から向陽台小学校へ平成27年4月に指定校が変わりますが、その前から向陽台小学校へ通いたいという声を何件かいただいております。本来であれば1年前から前倒して通うことができるようにすると検討結果報告書ではうたってはいたのですが、2年間前倒してこの平成25年4月から、通うことができるとすることといたしております。

主な変更点はこの2点でございます。

今後のスケジュールでございますが、本日、基本方針が確定いたしました場合は、福祉文教委員会に報告し、向陽台二丁目のエリアの経過措置期間の拡大の周知や基本方針の全体への周知などを行って参りたいと考えてございます。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

以上で提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

教育長、お願いします。

教育長 学区の見直しなど、市民に影響を及ぼすものにつきましては、できるだけ市民に意見を聞いていくことが必要だと思っております。今回、全体を通じて、市民意見についてはどのような形で聞いてきたのか。特にこれまでと異なる工夫をした点を再確認させてください。

もう一点、今回、事前説明会を開催したということでございますけれども、そのときにどのような意見が、また、要望があったのか、教えてください。また、説明会以外でも寄せられた声があれば、合わせて教えてください。

委員長 学校教育課長、お願いします。

学校教育課長 1点目の市民の皆さんからの意見聴取方法でございます。今回、特に工夫してまいりました点を中心に答えさせていただきます。本市の学校教育については、学校・家庭・地域の連携を重視して進めていることから、学区検討委員会の構成メンバーに、新たに地域活動の代表といたしまして、青少年育成地区委員会や民生・児童委員の代表の方を加えております。

2点目といたしまして、学区変更検討会のブロック会議についても構成メンバーに青少年育成地区委員会の各地区の代表の方に参加していただきたいとお願い申し上げました。

3点目といたしまして、教育委員会による基本方針の決定の前に、都合4回にわたり関係住民への事前説明会を設定いたしました。この事前説明会というのは、全く新たな取り組みでございます。

4点目といたしまして、検討会の報告書の概要や、事前説明会の開催について、保護者への配布の他に、未就学児の保護者へのお知らせや行政連絡委員会

議における説明、自治会回覧などの協力をお願いいたしまして、地域の一般住民からも説明会の際に意見を伺えるような工夫を図っております。

事前説明会における経過措置のさらなる弾力化として、向陽台二丁目地区の経過措置をさらに1年前倒しするという取り組みなどを基本方針に反映しているものでございます。

次に、どのような意見が具体的に寄せられたのかということでございます。

説明会の中での意見といたしましては、稲城第一小学校から（仮称）南山小学校に指定校が変更になる方から、開発の都合で、換地先への転居が少し遅れそうである。その場合、この4月に就学するお子さんが、一旦、稲城第一小学校に就学し、その後、稲城第三小学校に指定校が変わり、更に、（仮称）南山小学校が開校したら同校に行くことになり、3校を渡り歩かなければならないこととなるが、何とかならないでしょうかというご相談をいただきました。実際にはまだ転居されていないので、稲城第一小学校から引っ越さないまま（仮称）南山小学校が指定校となるかもしれませんので、実際の状況を踏まえた上で、必要があれば対応する考えでおります。例えば、最初から稲城第三小学校に入学を希望するというのであれば、その辺の事情を考慮した対応をしていきたいということで、個別対応させていただく予定でございます。

2点目といたしまして、稲城第三小学校から稲城第六小学校に指定校が変わる地域について、通学距離が遠くなるので反対とのご意見を一部の方からいただいております。

その他といたしまして、検討段階から未就学児の保護者の意見も反映するような機会を今後設けてほしいというようなご要望も頂戴いたしました。

また、説明会終了後に寄せられた意見といたしましては、稲城第三小学校から（仮称）南山小学校に指定校が変更になるエリアの方から、稲城駅よりも少し南側のところで線引きされているが、稲城駅のところから全部を（仮称）南山小学校に編入して欲しいというご要望もございました。ただ、こちらのエリアについては、実際にそうやって学区を変えた場合は、稲城第三小学校への通学距離よりも（仮称）南山小学校へ通学する距離のほうが長くなってしまいうということがあり、今回の学区変更の中では、（仮称）南山小学校の通学区域に編入していないというご説明をしております。

また、当初、稲城第三小学校から城山小学校、稲城第一中学校から稲城第五中学校に指定校の変更を検討していたエリアの城山通り周辺の皆さんの中で、稲城第三小学校よりも城山小学校・稲城第五中学区に編入して欲しいと会議が終了後、個別の相談をされた方がいらっしゃいました。会議の中では具体的な意見としては発言されておりましたが、お考えはそういうところだということです。それについては、ブロック検討会の中で、今回は実施しない方がよいというお声があったということをご本人にはご説明申し上げているところでございます。

城山小学校から向陽台小学校へ指定校が変わる向陽台二丁目のエリアについては、経過措置を1年さらに前倒しして欲しいというご要望をいただきました。



これについては、基本方針に反映させてございます。

以上でございます。

教 育 長　　今、色々な意見があつて、一部、その対応策も説明があつたわけですが、基本的には、その寄せられた意見、要望を踏まえて、どのような反映をしたのかというところをちょっと教えてください。

委 員 長　　学校教育課長。

学校教育課長　　学校が遠くなるから嫌だというご意見、一方では、学校が遠くなつても新しい学校に通いたいという意見がございます。これは個々のご家庭のご事情による様々なご意見がある中で、検討委員会やブロック会を通じて、2カ年にわたり、学校、家庭、地域の代表者等による議論を積み重ねてきた結果でございますので、通学区域のいわゆる線引きにつきましては、検討結果報告書による原案を今回は尊重して参りたいと考えております。

城山通り周辺を城山小学校や稲城第五中学校校区に編入して欲しいという要望についても、検討会、ブロック会における議論を踏まえ、同様に今回は見送りとさせていただいております。

また、稲城第一小学校から稲城第三小学校、(仮称)南山小学校と指定校が3段階で変わる可能性があるので稲城第三小学校から(仮称)南山小学校という形で、間を一つ飛ばせないかというご要望については、これは個別の事情の中で、そのような事態が生じた段階で、変更による柔軟な対応を図って参りたいと考えてございます。

一方、城山小学校から向陽台小学校へ1年の経過措置の前倒しということについては、合理性が認められるため、基本方針そのものへ反映してございます。

その他、検討段階から未就学児の保護者の意見を反映する機会が欲しかったというご意見等については、次回以降の学区検討の際に参考とさせていただきたいと考えております。

委 員 長　　ありがとうございました。

他にはいかがでしょうか、ご質問等。伊勢川委員、どうぞ。

伊勢川委員　　検討会で色々とお話しされたと思いますが、基本方針では対応できない部分についてはどんな形で対応していくのか、可能性がどうなっているのか、少しお聞きしたいのですが。

委 員 長　　学校教育課長。

学校教育課長　　個別の事情により、教育委員会で定めた指定校変更基準がございまして、全部で1号から12号までございます。これに該当する場合については、個別に柔

軟な対応を図ってまいりたいと考えております。

具体的内容を少しご紹介させていただきますと、市内外への転居や転出の場合、小学校1年から4年生に限っては転居時の学期末又は6年生の末まで在籍することができる、あるいは小学校5年、6年、中学生に限っては転居時から卒業時まで在籍することができるということ、あるいは学区内外への転居・転入については、6カ月以内に限って経過措置を適応することができるというものです。

また、住居の建て替えや区画整理等により一時移動がある場合にも、転居時から元の住居に居住するまでは在籍し続けるということができます。両親が共働き、ひとり親家庭、自営業等の事情によって、子どもが一人になりがちというような場合は、小学生に限って、通学希望日から卒業まで考慮することができるというものもございます。例えば、お知り合いの方がいる地区や祖母の住んでいるところの近くの学校に通学させることも認められるというものです。

指定校と別の学校に兄・姉が在学しているというようなケースでは、その兄・姉が在学している学校に、入学又は転学から卒業まで通うことができるような措置もございます。

身体的理由で相当な理由がある場合や精神的な理由により認めるものや指定校に希望する部活動がない場合、希望する部活動のある中学校に卒業まで通うことができるというものもございます。

調整区域となっている若葉台二丁目は、若葉台小学校から長峰小学校に通うこともできます。

その他、それ以外の場合にも、柔軟な対応をしていくところでございます。

伊勢川委員      ありがとうございました。

委員 長      稲垣委員、どうぞ。

稲垣委員      基本方針の周知方法についてお伺いしたいのですが、就学前のお子さんを抱えている方や引っ越してこられる方とか、色々な方がいらっしゃるので、周知方法というのは非常に難しいと思いますが、変更検討委員会の方でもそのような意見が色々出ていたと思いますが、基本方針の周知方法について、どのような工夫をしていく考えでいらっしゃるかをお聞かせいただきたいのと、もう一つ、学区変更を見送った地域とか、検討後の状況で課題が残る地域などがあれば、お伺いしたいのですけれども。

委員 長      学校教育課長。

学校教育課長    まず、基本方針の周知方法でございます。

1点目として、向陽台二丁目の部分は、経過措置そのものも拡大されることにより、この平成25年4月から適応になる方も出てくるわけでございますので、

今後、市議会の所管委員会に報告した後、そのエリアについて福祉部とも連携して、学童クラブの入所先の変更手続などの案内と合わせて通知してまいりたいと思います。

また、基本方針につきましては、広報への掲載を行うとともに、新学区について毎年度の就学時健康診断の案内時に、その都度広報へ掲載して参りたいと思います。

それから、これまでにない取り組みとしては、ホームページへの掲載なども調整して参りたいと考えております。その他、窓口や電話による説明などを充実していきたいと考えております。

今後の課題ということで変更検討会の意見を踏まえまして、中間報告書から検討結果報告書への段階で、案から削除となりました、稲城第三小学校から城山小学校への学区変更案のうち、城山通り沿いについては、個別意見ではございますが、城山小学校への学区編入を希望する声もあることなどから、次回以降の検討段階で、当該区域の通学の安全性の検証など再度行い、改善された点などがある場合には、再度、城山小学校の児童数の状況などを確認しながら、変更を検討することも考えられるものと思っております。

また、稲城第三小学校、稲城第四小学校など増築が難しい学校において、今後の開発などにより児童数が増えてくるというような状況が認められた場合、教室不足が見込まれる場合などについては、例えば、稲城第三小学校から稲城第六小学校、稲城第四小学校から稲城第六小学校への変更など、通学の安全の確保を前提に検討する可能性があるかもしれないと思います。

また、長峰小学校の通学区域に今後も戸建が増えるというような見通しがある中で、今回、長峰小学校はランチルームを潰して普通の教室に改修しておりますが、それでも教室が不足の見通しがある場合には、中間年においても検討が必要になるかもしれません。

国や東京都を含めて大幅な制度変更があった場合において、教室不足が見込まれる時などは、課題が生じてくる可能性がございます。一般の市街地においても、グローブスクエアのような大規模な開発が見込まれるとあった場合には、検討していく必要があるものと考えているところでございます。

委員長 ありがとうございます。

基本方針への意見として、幾つか述べさせていただきたいと思います。

1、南山東部区画整理事業地域の小・中学校の通学区域を設定する必要があること。

2、通学区域の見直しにより、稲城第三小学校や城山小学校の当面の教室不足が解消されること。

3、検討委員会や変更検討会、事前説明会を通じ、構成メンバーや周知方法の工夫により、民意反映をこれまでになく拡大していること。

4、城山小から向陽台小への学区変更に伴う経過措置の前倒しが必要との意見に対し、対応していること。

5、新設校以外にも、南武線高架事業や教室不足の対応に対して、平成27年度には学区変更が必要であり、適切な周知期間を考慮すること。

この時期の学区変更が必要であること等により、提案の内容で基本方針を定めることについて、問題はないかと思いますが、なお、さらなる民意反映については、今後の見直しの際に検討していただきたいと思います。

私からは以上です。他にご意見はございませんでしょうか。

(なしの声あり)

委員長 それでは、質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより、第1号議案「稲城市立学校の学区制及び通学区域に関する基本方針について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長 挙手全員であります。よって、第1号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第5 第2号議案「稲城市立公立学校学区に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

教育長より、提案理由の説明をお願いいたします。

教育長 本案につきましては、稲城市立学校の学区制及び通学区域に関する基本方針に基づき、南山東部土地区画整理事業地内の一部について通学区域を設定するため、稲城市公立学校学区に関する規則を改正する必要があるので、本案を提出するものです。

詳細につきましては、学校教育課長より説明いたします。

委員長 学校教育課長、お願いします。

学校教育課長 本案につきましては、ただ今、可決いただきました、学区制及び通学区域に関する基本方針に基づきまして、平成25年2月1日から学区域を変更する必要がある南山東部土地区画整理事業地内の一部について、具体の通学区域を定めるものでございます。

内容といたしましては、議案の後ろにございます、新旧対照表をご覧くださいと存じます。新旧対照表の別表第1中の稲城第三小学校の通学区域の末尾に、南山東部区画整理事業における仮換地で表記しておりますが、仮換地の街区番号1から10、14、27から28を加えるものでございます。

別表第2、中学校の学区域でございますが、稲城第一中学校の末尾の部分に、南山東部土地区画整理事業における仮換地の街区番号1から15、26から28を加える改正です。

さらに、稲城第三中学校の末尾に、南山東部土地区画整理事業における仮換地の街区番号、16から25、29から33、35から39、40から64、87から88、90から99の番地番号を追加するという内容でございます。

以上でございます。

委員長 以上で提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。いかがでしょうか。

それでは、特に質疑はないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより、第2号議案「稲城市公立学校学区に関する規則の一部を改正する規則」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

委員長 挙手全員であります。よって、第2号議案は原案のとおり可決いたしました。次に、日程第6 第3号議案 「稲城市教育委員会児童・生徒表彰に関する要領について」を議題といたします。

教育長より、提案理由の説明をお願いいたします。

教育長 本案につきましては、稲城市の教育、学術、体育等の振興に寄与し、その功績が顕著な個人または団体を表彰するため必要な事項を定めることを目的とすることから本案を提出するものです。

詳細につきましては、指導室長より説明いたします。

委員長 指導室長、お願いいたします。

指導室長 第3号議案でございますが、まず、1枚おめくりいただきまして、「稲城市教育委員会児童・生徒表彰に関する要領（案）」というページをご覧くださいればと思います。

これまでも稲城市では、小中学生が様々な体育の大会であるとか、様々な善行など、東京都の表彰などの際にも、各学校から挙げていただき表彰しておりました。今回、ここ数年、部活動などが全国大会で上位に入賞するという生徒も数多く出てきている状況などを踏まえまして、稲城市独自に子どもたちの自尊感情や自己実現の達成感をぜひ価値づけたいということで、今回、提案をさせていただきます。

主には、部活動の特に運動部・文化部などの活動選考、その他、市内にも様々な団体がございますので、個人・団体に活動している人たちを対象と考えております。

中身について、簡単にご説明して参ります。

目的でございますが、こちらに記載されておりますとおり、要点といたしま

しては、稲城市立学校に在籍する児童若しくは生徒、いわゆる小学生ないしは中学生、個人または団体を表彰するためということで位置づけさせていただいております。これは、市内にある私立の学校などにもお伺いしたところ、私立の学校には独自に制度があるということでございますので、主に対象を市立小中学校の児童・生徒ということで絞って書いております。

また、児童・生徒の表彰というところでございますが、1番は、人命救助又はこれに類する行為、いわゆる善行など行った場合。2番は、稲城市立学校の児童及び生徒の名誉を高め、他の模範となるべき行為があった場合。3番は特に表彰することが適当と稲城市教育委員会が認めた場合ということで書かせていただいております。

また、個人・団体の推薦につきましては、推薦調書というものを作成すると書いてございますが、その推薦者は、実際にこういった行為があったときには、推薦調書を作成して、教育委員会に推薦いたします。

具体的には、その推薦調書に基づきまして、第4条の審査会に候補者についての審査を付託し、審査会が適当であると認める場合は、表彰することを決定すると書いてございます。

実際の表彰ですが、表彰状と記念品ということで、具体的には子どもたちの学力向上であるとか、情緒の安定などに繋がる図書カードなどを送って、これを記念品としたいと考えているところでございます。

また、第6条として、この要領の施行に関し、必要な事項は教育長が別に定めるといった内容に定めさせていただいております。

もう1枚めくっていただきまして、実際にそういった表彰の審査に関する審査会、また、その審査の基準ということで、1から5まで書かせていただいております。

1、趣旨でございます。ここでは必要な基準を定めると書いてありますが、実際の基準としましては、第2のところ、児童及び生徒の表彰。要領の第2条に定める審査基準は、(1)が、公の協議会またはコンクールなどに参加し、著しい成果ということで、例として、全国大会や関東大会に出場、また、都大会などにおいて優勝・準優勝など、こういった業績があった個人又は団体ということで挙げてございます。

(2)としまして、他の児童・生徒の模範となる行為をした個人または団体。

(3)として、前各号のほか、特に表彰することが適当と認められた個人または団体。

(4)として、表彰は年度ごとに実施するというので、さかのぼって実施するということは行わないということを定めております。

また、表彰に関する具体的な推薦者ということで、第3のところに書いてございます。推薦者につきましては、児童・生徒が在籍等している学校長、また、その他の学校長ということがあり得るかと思っておりますが、学校長、教育委員会の部長及び課長ということで書いてございます。

そして、審査会でございますけれども、推薦者から推薦がありました児童・

生徒につきまして、要領の第4条に基づき、推薦調書を審査いたします。

審査会につきましては、具体的に、教育部長、指導室長、学校教育課長、生涯学習課長、体育課長、この5人をもって組織したいと考えております。

また、審査会につきましては、教育部長に招集していただいて、指導室長が議長となり進行するというごさいます。

実際の決定につきましては、委員の過半数以上の出席ということと、実際の出席委員の過半数をもって決するということとしております。

審査会の庶務につきましては、指導室において処理する。

また、この基準に定めるもののほか、必要な事項については、教育長が別に定めるということごさいます。

案に基づきまして、可能であれば、今年度の卒業式・終業式までに、今年度の児童・生徒のこういった活動について情報を集めた上で、審査会を開き表彰したいと考えております。ご審議よろしくお願いたします。

委員 長      ありがとうございました。

それでは、以上で詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。いかがでしょうか。

稲垣委員      質疑というより意見ですが、非常に頑張ったことを認めて、表彰してあげるということは、その個人にとっても、誰かがちゃんと見て、認めてくれているということで、非常にその後の励ましにもなってくると思うので、とてもいいことだと思います。東京都や国、色々なところでも行っているかもしれませんがそのハードルというのは非常に高いと思いますので、稲城市のレベルで頑張っているということ認めてあげられるということはとてもいいことだと思うので、ぜひ、その分野を広い分野で計画してあげて欲しいと思っております。

以上です。

委員 長      ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。どうぞ。

伊勢川委員      この条件に当てはまる人が、年によって多い場合、少ない場合があると思いますが、該当者が無いという年度もやはり出てくるかと思いますが、その辺のところはどんなお考えでしょうか。

委員 長      指導室長、お願いたします。

指導室長      既に校長会とも事前の協議を重ねておりますけども、学校の方からはこういった制度があるならば、ぜひ、今まで以上に様々なコンクールであるとか、子ども達の出番が、今は探せば、外部・内部問わず、たくさんありますので、そういうものに大いにエントリーしていき、先ほどご意見いただきましたとおり、広い分野に稲城市の子ども達の素晴らしさをアピールしていきたいというお声もありましたので、なるべくその該当者が無いという年度はつくりないように、

教育委員会と学校が連携して進めていきたいと考えているところでございます。

委員 長 非常に前向きに取り組んでいますね。  
いかがですか。教育長はよろしいですか。

教育 長 この表彰制度は、稲城市の公立学校に在籍する児童・生徒あるいは団体が素晴らしい成績を残したとき、あるいは行動をとったときなど、その功績を称えるものでございますので、子ども達のすばらしい行動や能力を認めて、また、褒めて伸ばすということは、学校教育において非常に重要なことと考えております。ぜひ、稲城市に欲しい制度であると考えております。

委員 長 ありがとうございます。  
市の中で、それが励みとなり前進するということがあるということですね。  
他にご質問等がなければ、これにて質疑を終結いたします。  
これより、第3号議案「稲城市教育委員会児童・生徒表彰に関する要領について」を採決いたします。  
本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

委員 長 挙手全員であります。よって、第3号議案は原案のとおり可決いたしました。  
次に、日程第7 本日の報告事項は4件です。「稲城市立稲城第一小学校旧校舎建替等工事实施設計の概要について」、「(仮称)稲城市立南山小学校新築工事实施設計の概要について」を学校教育課長より、「第二文化センター大規模工事の実施設計について」を文化センター課長より、「富永重芳氏からの寄附について」を生涯学習課長より、順次、説明をお願いいたします。  
学校教育課長、お願いいたします。

学校教育課長 稲城市立稲城第一小学校旧校舎及び稲城市第一学童クラブ分室建替等工事  
の実

施設計の概要につきまして、報告申し上げます。

配付資料は2枚です。1枚目が、実施設計の現時点における概要でございます。2枚目が、昨年度末にまとめた図面でございます。

2枚で変わっている箇所について、1枚目のほうに斜線で範囲をお示ししております。主な変更点を中心に、報告させていただきたいと存じます。

前回、基本設計図を報告申し上げた段階で、委員の皆様からも、教育相談室をもう少し広げて欲しい、パソコンルーム、図書室が2階にあるが日当たりなどを考えると、この向きではない方が良いのではないかなというご意見を頂戴しておりました。また、学校側からも、図書室を充実するという面言えば、今回の校舎は4階建てになるので、2階にあった方が4階の児童なども使



いやすいので配置の見直しができたらお願いしたいというご要望をいただいたところでございます。そこで、今回につきましては、その辺を考慮しながら、一部の部屋の配置替えを中心に行ったものでございます。

また、4階建てということで、近隣説明会を行った時点で、若干、校舎の配置などを工夫してもらえないかという要望があったことから、校舎の建て位置を北側に2.8mほど移動しております。

では、個別の部屋の配置替えをしたところについて、詳細に説明させていただきます。

まず、Ⅲ期棟から説明させていただきます。基本設計の時点では、1階の端に会議室、中央寄りに学童クラブを2室配置してございましたが、その後、区画のしやすさなどからすると、学童クラブを南西寄りに寄せた方が使いやすいということがございまして、トイレを廊下の突き当たりに設け、そちら寄りに学童クラブを配置し、併せて、学童クラブの昇降口などもそちら側に配置替えいたしまして、区画のしやすい配置へと見直しをしております。

また、防災倉庫につきましては、それ以前にあった用務員室のスペースを、作業室と合わせて搬出スペースなどに改めることにより、今後、防災備蓄などが拡大していくことなども考慮いたしまして、防災備蓄のスペースの拡充と、搬出分の部屋を二つ確保する形で、設計を進めております。

また、Ⅳ期棟についてですが当初案では、パソコンルームと図書室をⅣ期棟の西側に配置していたのですがけれども、使い勝手の面からこちらの位置には、理科室と図工室を配置し、2階のほうに図書室とパソコン室を移動させるという案に変更しております。

また、特別支援学級については、基本設計の段階では普通教室の大きさの部屋を二つで考えていましたが、うち1部屋については、実際のクラス運営などを考慮いたしまして、半教室分のスペースの部屋を二つとし、広い部屋を一つという形で仕切りをしております。

また、職員室について、今後児童数の状況を考慮いたしますと、職員室についても、十分なスペースが必要となることが予想されることから、印刷室や相談室の位置を廊下の向かい側に持っていき、そこにありました職員トイレやエレベーターホールの配置を見直すことにより、職員室を拡大しております。

それから、1階のトイレは廊下の中央部分にトイレブースを設ける形で確保をしております。

また、保健室につきましては、基本設計案では体育館へ向かう渡り廊下の角に配置してございましたが、校庭の視認性を高めるという意味でもう一步、校庭、グラウンド寄りに配置し、危険があったときにすぐ対応していけるよう、位置を変更しております。

その他1階部分では、他に教育相談室が少し狭いというお話がありましたが、印刷室の奥に部屋を配置しスペースを広げております。

2階部分でございます。先程の関係で図書室、パソコンルームが1階から2階へ移動してまいりましたので、そこにあった図工室、理科室は1階部分に移

動しております。

トイレや教材スペースの向きも若干変えて、必要なスペースの確保に努めているところがございます。

他の階も共通でございますが、エレベーターの位置などは、若干移動しております。

3階部分につきましても同様に、更衣・トイレスペースの向きが変わったことにより、若干変更となっております。

4階部分につきましても同様となっております。他に4階部分は多目的室がなかったことから、3階部分と同様に、4階の児童が使える多目的室を音楽準備室の並びに確保するため、更衣室については、3階、4階に分散して配置しております。

稲城第一小学校の工事設計に関する主な変更点につきましては、以上でございます。

これによりまして、Ⅲ期棟、Ⅱ期棟の保有面積が15.79㎡ほどの増となっております。

また、4階には、太陽光発電を設置する計画で、図のような配置で予定させていただいております。

以上でございます。

学校教育課長

それでは、引き続き、第2号の報告といたしまして、(仮称)稲城市立南山小学校新築工事实設計の概要について基本設計からの変更箇所を中心に説明申し上げます。

これも同様に、基本設計時点の図面を添付させていただきまして、今回の実施設計の内容を2枚で表記させていただいております。

主な変更箇所は、凡例の一番下の左斜め下から右斜め下に向かい斜めになっている斜線で表記している箇所となります。

具体的に申し上げますと、図の1階部分の中央にある昇降口のところに斜線部分がありますが、その部分に昇降口を少し拡張いたしまして、前の案では北側の階段を上って昇降口に入ってくる動線であったものを、今度はグラウンド側の方に出ていけるようアプローチを拡張して、動線を確保しているものでございます。

また、今の昇降口1の少し右側になりますが、外部倉庫と書いてある部分に斜線をしております。基本設計の段階では、全体が外部倉庫となっておりますが、校内の収納スペースを十分確保していくという観点から、外部倉庫の半分のスペースを内部の倉庫に変えているという内容でございます。

それから、中庭部分をご覧いただきますと、菜園の部分に斜線がございます。基本設計の時点ではプールの脇にある、電球のような形をした所に菜園を配し、2カ所に分散していましたが、実際に学級数などが今後どのように推移していくか、今の段階でははっきりわからないため、1カ所に集約しておいて、その後の使い勝手に合わせて区画していくやりの方がスペース的に無駄が出な

いのではないかということで中庭部分に菜園を集約してございます。プールの脇にある、電球のような形をした所には、ビオトープを持ってきております。

校舎に戻りますが、図書室の脇に外部倉庫を確保し、収納スペースを持ってきております。

廊下を右へ視線を移していただきますと、保健室と倉庫の間の教育相談室について、スペースを広げているのを確認していただけるかと思えます。

それから、体育館のほうに移らせていただきます。体育館は縦長にアリーナがあるわけですが、基本設計の時点とは、ステージ、放送室及び器具庫のスペースを逆転させております。これについては、式典などの際に、観客からステージに向かってどちら側から人が入ってきた方が運営しやすいかを学校などの意見も聞きまして、ステージに向かって後ろから出入りする形の方が自然だということで、アリーナの南北の配置を変えているものです。

また、防災倉庫についても、使いやすいように区画しております。

体育館に隣接した体育館ホールのトイレや更衣室のあたりは、プールを利用したときの児童の動線なども考慮して、プールからトイレなども使いやすい、体育館からトイレにも行けるという配置とするため、このような形に配置替えいたしております。

1枚おめくりいただきまして、2階以上でございます。

2階の部分については、基本設計の時点では、校長室と職員室、印刷室あたりがグラウンドに向かって縦長になるような配置でしたが、職員室が2階という施設もありますので、中央に配置しております。校庭の視認性を高めるため、その関係で、印刷室を北側へ移動させております。放送室は東側に移動させて配置替えをしております。

また、会議室については、廊下の中央部分に配置替えをします。

校長室については、職員室に隣接する位置になりました。

2階部分の体育館のところに表示がありますが、太陽光発電を行う他、太陽熱パネルを設置し太陽熱利用を行う設計としております。冬場に体育館に暖かい空気を送り込み、夏場はその暖かい空気を使ってプールの水を温めるということで、少しでもプールで泳げる期間が長くなるようにといったことも考慮したものです。

3階について、基本設計時点では、図工室、音楽室が縦長の配置になっておりましたが、これは現場の声で、図工・音楽は実技が中心の科目ですので、手元ができるだけ教師から見た方が指導しやすいという声があったことから、真ん中にあるテラスの部分をバルコニーという形で前に移動して図工室、音楽室の形状を変更しております。

また、その奥の理科室・準備室は、廊下側の動線を考え、逆転させております。

4階部分です。変更部分はありませんが、太陽光パネルについては、屋根部分に10kwの分のパネルを設置する予定でございます。

(仮称)南山小学校につきましては以上でございます。

委員長 次に、文化センター課、お願いいたします。

文化センター課 では、第二文化センター大規模改修の実施設計について、ご報告いたします。資料は2枚でございます。

まず、改修工事の考え方について、ご報告いたします。

第二文化センターは昭和50年に開館いたしまして、それ以降、外壁ですとか屋上防水、あるいは建具、電気設備・機械設備等の建物の基本的な設備について老朽化が進行しておりますことから、稲城市の第四次長期総合計画に大規模改修工事を計画するものでございます。

今回の改修工事に先立ちまして、基本設計と合わせて耐震診断を平成23年度に実施したところ、耐震性を保有していることがわかりました。そのため、今回の工事におきましては耐震補強工事の必要はないということでございます。

改修の規模といたしましては、直近で平成21年度に同様の工事を、第四文化センター改修工事を実施しております。内容といたしましては、第四文化センターの改修工事と同等の規模で改修いたします。建築費との兼ね合い、また、経費等にも限度があることから、耐用年数延長に寄与する改修を最優先とする考え方で実施するものでございます。しかし、第四文化センター改修時と異なる点といたしましては、新たな施策として、太陽光発電設備を設置するものでございます。

また、改修に当たり施設の設備につきまして、経費や費用対効果、利用状況などを勘案した中で、老人福祉館の温浴施設のお風呂ですが、これにつきましては廃止とさせていただきたいと思っております。主な理由といたしましては、設備改修に向け今のお風呂の設備を存置しないでの安全確保は困難であること。また、多額のコストをかけたリニューアルは、費用対効果の観点から困難であること。また、市内に低廉で利用できる民間の温浴施設が複数できていること。また、そこへの移動手段はiバス等であること。以上のことから、運営部門の私ども文化センター課、設置部門の福祉部高齢福祉課と協議した中で、今回の改修に当たり、老人福祉館のお風呂、温浴施設については廃止したいという考えでおります。

では、資料1枚目の左、中程下をご覧ください。工事の概要について、主な点を11点挙げてございます。

主な点につきましては、機能的な設備の改修ですが、大きく異なるものとして、6番、内部間仕切変更ということで、その下の10番、空調設備工事ということで、現在、ボイラーによる暖房等を行っていますが、それをガスヒートポンプ設備に、個別の空調設備と変換することから、そのために必要でした機械室、ボイラー室等の機械を撤去できるということで、新たな空間ができますので、2階の老人施設館の浴室及び脱衣所、この部分を会議室・多目的室に改修いたします。

8番、太陽光発電設備の設置工事でございます。

それから、11番、10月にご報告いたしましたように、2階の老人福祉館の大広間の舞台天井に石綿吹付け材があることが確認されましたので、今回の工事におきまして、その吹付け材を除去する工事を行います。

それでは、2枚目の図面をご覧ください。

左側下の1階の平面図をご覧ください。主な変更点につきましては、該当のお部屋から線を引きまして、箇条書きで変更点を書いております。今、ボイラー室として使用しているところが、空調設備の方式を変えることにより、機械を撤去でき、空間ができることから、倉庫作業員控室・閉架書庫・オムツ替えスペースに改修いたします。

中段の2階になりますが、同じ位置にやはり2階用の空調設備用の機械室がございました。階段の右隣になります。こちらも空調機械室を倉庫に改修いたします。

2階の図面の下のバルコニーと書かれた上の段、多目的室・会議室、こちらはこれまで男女の浴室・脱衣所であったところをこちらの2室に、一般の諸室に改修するものでございます。

その右隣、舞台とあったところに、こちらの舞台の天井設備に石綿含有の吹付け材があったことから、今回の工事でそれを除去いたします。

2ページの下の方の図面の3階の平面図になります。階段の右隣、小会議室とありますが、これが今までの空調機械室でございましたが、空調機器の方式の変更により、小会議室に改修するものでございます。

屋上に行きまして、10kw相当の太陽光発電設備を新設するものでございます。改修の内容の主なものにつきましては、以上でございます。

委員長   ありがとうございました。  
          次に、生涯学習課長、お願いいたします。

生涯学習課長   稲城ふれあいの森について、平成24年11月29日に地権者の富永重芳氏より寄附の申し出がございました。これについては既にご報告させていただいておりますが、このことから、登記の手続を平成24年度中に稲城市が行い、平成24年11月29日のお申し出日を寄附日ということで、登記上、記録されております。  
          面積につきましては、富永重芳氏の所有地3万6,495㎡と富永農場の23㎡を合わせまして3万6,518㎡の2分の1が稲城市から稲城ふれあいの森として所有権を登記したというものとなっております。  
          以上でございます。

委員長   ありがとうございました。  
          報告事項の説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。  
          どうぞ、稲垣委員。

稲垣委員   稲城第一小学校の校舎の改修ですが、非常に色々な点が、この間、拝見させ

ていただいたときの意見も反映されていて、使い良くなっているのではないかと  
思っております。1点だけ、Ⅳ期校舎の中で、トイレが両方とも真ん中に来  
ています。今は太陽光発電も入れようというぐらいで、できるだけ自然エネル  
ギーを利用していこうという観点から考えますと、学校というのは昼間に使う  
ことが多いですから、どこかが外気に接していれば、その明かりで、ふだんは  
消灯しておいても大丈夫だと思います。そういう工夫を、もう一工夫してい  
ただけるといいなと思います。では、どこに移すかということになると、なか  
なか難しいのかもしれないけれど。

最初はトイレが昇降口の隣ぐらいに、倉庫と階段の隣ぐらいにありましたよ  
ね。そういうふうに、場所を多少動かして、外気に接するようにすると、かな  
り節電になると思いますので、その辺もちょっと検討していただければと思  
います。

委員長       ご意見をいただきました。  
他にはいかがでしょうか。

稲垣委員     それと、もう一つ、よろしいですか。これはよくわからないのですが、Ⅲ期  
校舎の学童クラブで、トイレがちょうど学童クラブー1というところにまい  
りましたね。そうすると、今までは、職員室から出てすぐというわけにはい  
かないのですが、玄関から回って、この棟に対してこの廊下の突き当たりから  
も入れるのではないかとということがあったのですが、今回はここにトイレ  
が来ることによって、ぐるっと学童玄関のほうに回るか、昇降口のほうへ回  
りかしないといけなくなってきて、Ⅳ期校舎との繋がりがどれぐらいあるかわ  
かりませんが、学童クラブで何か事があったときに、Ⅳ期校舎の職員室の  
ある方に行くのに、このトイレがあると、ぐるっと回っていかなければい  
けないかと思うのですが、このトイレの位置というのは、どうしてもここに  
必要なのかということを感じたんですけど。

委員長       学校教育課長。

学校教育課長   1点目のトイレは外気に接していた方がよろしいのではないかと  
いうのは、やはりそういったことも踏まえて色々と検討させていただきました  
が、オープン配置などの中で、現状ではこの位置しかなかなか難しいとい  
うことに落ち着いている状況です。引き続き、もし何か改善できるタイ  
ミングがあるようでしたら、設計の者に伝えてはいきたいと思  
っております。

学童クラブの前のトイレのお話でございますが、日常的には学童クラブの脇  
のところから出入りするということよりも、2階部分からⅣ期棟に移動して  
もらうこととなります。学童クラブは基本的に独立しても運営できるとい  
うことで、Ⅲ期棟の2階、3階の児童は、2階、3階を使って、Ⅳ期棟の  
方に移動していただくということで動線を考えております。複合的な建  
築物になりますので、

学童クラブと学校スペースについては、学校側も含めての区画などをしなければならぬという点などを考慮し、端に学童の施設を玄関を含めなるべく固めて利用がしやすいようにという点を優先した配置となっております。

稲垣委員 わかりました。

委員長 他はいかがですか。

この稲城第一小学校の学童の前のトイレを、廊下の突き当たりではなくて、外へ内側へ出すということはできないんですか。教室の前の半分ぐらいまでがトイレで埋まるわけですよ。

学校教育課長 今、この破線のある渡り廊下の部分へというようなご指摘かと思うのですが、ここは正門からのアプローチの部分で、今でも決して広くはないと思っております。

委員長 この点線の部分は2階ですよ。2階の通路がここに繋がっているという意味ですよ。

学校教育課長 はい。地上を歩いてくる方は、こちらの昇降口の方に向かって歩いていただくわけですので、今でも余り広くはないものが一層狭くなってしまうということが1点ございます。

また、既存の校舎の構造を活かしているものですから、外側につけるとなると、耐震壁を壊して構造計算をし直さなければならなくなるなど、それによって他の影響も生じてくるのではないのかと思われまます。

委員長 色々出てくるわけですね。できましたら、ご検討いただきたいと思ひます。

学校教育課長 他の方があれば、検討してみたいと思ひますが、現状ではそんなことでございます。

委員長 ありがとうございます。

稲垣委員 今に関連したことですが、確かに既存ですので、動かしにくいというところはあります。例えば、会議室が絶対にこれだけ必要なのかどうか、その辺はご検討してもらい、会議室のスペースを少し減らして、トイレを作るとか、できないことはないのではないかとと思ひますが。

やはり、ここは突き当たりをどういう風にするかとなると思ひますが、外ですがその部分が非常時には出入りできるように、トイレでふさがれるよりは、何か起きたときに中からは出られる、外からは入れないとか、今は色々な鍵の方法がありますよ。そういうことを工夫し、職員室の方にすぐ行ける

というような方法も、今後、セキュリティのことも考えないといけないと思うのですが。今の状態だと出入りするの学童の玄関のほうを回るか、昇降口のほうに回らないと、何かのときにはこの本館というか、IV期校舎の方には行けないですね。学童が使われている時間には、まだ職員の先生達もいらっしゃる時間があるのではないかと思うので、その辺は全く切っているものかどうかと思うのですが。

学校教育課長　ご意見として承りたいと思いますが、基本、学童クラブと職員室は管理が全然別となります。運営も独立し管理区分も全く別でございますので、学童クラブを教職員が見るということは無いということです。既存棟の元々トイレがないところへ無理やりトイレを設けているというような状況もあります。最初是用務作業スペースの脇の方にだけトイレを設けていこうかと思ったのですが、それだと学童の子ども達がトイレを使いたいと言ったときに、学童クラブの区画中にトイレがない形になってしまうということになり、それでは使いにくいでしょうということで、できるだけ使いやすさを考慮して、学童クラブの近場にトイレを設けたというのが今の状況です。

今、学童クラブの運営の面では、学童クラブの設置を担当している部署とも、この図面を見ていただき協議しております。そちら側からは特にこれという要望があるというような声は無いと設計部署からは聞いておりますので、何か運営上で不足があれば別ですが、基本的には設計上で学童クラブを運営する側からは支障があるというようなお声はいただいておりません。

稲垣委員　わかりました。

委員長　どうぞ。

学校教育課長　運営面からトイレが昇降口の一番端の方にありますと、そこに行くのに一々指導員がついていたり、また、子ども達だけで行けても、その辺の昇降口で遊んでいたりと、目が届かないところで危険を招くおそれもありますので、やはり育成室に近いところにあるというのは運営上では第一のことと考えております。

稲垣委員　わかりました。

委員長　防災倉庫とトイレの位置を入れ替える、又は作業の位置を一番右側へ移動し、防災倉庫をその隣に二つ持ってきて、玄関の隣にトイレという位置替えはできないですか。そうすれば、少しでも学童さんの方へ近づくということはあると思いますが。それで、このトイレをもう無くしてしまうというような状況もできないですか。

そういうご意見がございますので、よろしく願いいたします。ちょっとき



りがなくなりますので。どうぞ、伊勢川委員。

伊勢川委員 生涯学習課の富永様のところの2分の1というのがよく理解できないですが、面積の半分を市に寄附してもらえるのではなくて、共同名義のような形になってしまうことを聞きましたが、共同名義ですと何かをやりたいときに、片方の人が駄目と言った場合、それはあくまでも駄目になってしまうような可能性はあるようです。これから長くずっと使いやすく使えるのかなと思っていたのですが、余りそうでもないようなのかと思います。その辺のメリットとデメリットを、教えていただける範囲内でいいですけども、お願いできますか。

委員 長 生涯学習課長。

生涯学習課長 今、ご質問にありましたように、そういった意味では、所有権の2分の1ということで、全面的にその土地を稲城市としてあるわけではございませんので、今後も富永さんの2分の1の所有部分については借地契約を結んで、ふれあいの森を従前どおり運営していくという形になろうかと思えます。おっしゃられるように、そういった意味では、富永さんとの連携は今後も十分図っていく必要があると考えております。ただし、稲城市もその所有権の2分の1を所有しているということで、今後は市としても何らかの形で、所有者としてのしつらえなり、市として何か取り組んでいく方向が必要になってくるものもあるかと考えます。

伊勢川委員 何か分かったよう分からないような、結局どういうふうになるのかわかりますか、これから。具体的にというか、今までのずっと延長的で、ただ所有権が2分の1になっただけなのか、もっと市側の要請や要望ができるのか。その辺が釈然としないのですが。

生涯学習課長 今までは施設内の整備ということで、富永重芳さんからも金銭による寄附とかも受けておりましたけれども、稲城市としても、そういった意味で、この稲城ふれあいの森の土地について、何らかの形で恒久的な形で使っていけるような考え方を整理して、それを富永さんと一緒に維持していくというような形になるということところが今の考えられるところかということところでございます。

委員 長 教育部長、どうぞお願いいたします。

教育部長 今、生涯学習課長の言ったことが大筋でございまして、富永氏のほうからは、市へ寄附したいということで、土地が変わったということではなくて、所有権の半分ということで、共同的に管理していくというところがありました。

富永氏曰く、今は子ども達を中心としてその森を使っていた。本人からは、子ども達だけではなくて、シニア世代の方にも使っていただきたいというところがあり、やはり市の方としても委託料や色々ありまして、整備をしているというようなところもあります。今後は、子ども達だけではなく広い分野の方を対象とし、ふれあいの森の場所を残すというような形で、市も関与しているというようなところで現在考えているところです。

そのような中で、今後もそのままの自然の残るような森にしていくということで、富永氏の意向を含めて、市の考えも合致したというこのような形になったということでございます。

伊勢川委員　では、最終的にというか、去年でしたか、使えなかった時期が、1年間ですか、ありましたがそういうことはなくなるという解釈でいいんですか。

委員長　教育部長。

教育部長　そのような形で考えてございます。

委員長　そういうことで、ありがとうございました。

他にはいかがでしょうか。それでは、質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。これにて閉会といたします。

(午後3時49分閉会)

